

第3章 基本理念と基本目標

1 基本理念(長期的目標)

さっぽろ医療計画では、「市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療システムの確立」を基本理念(長期的目標)とし、各施策を推進してきました。

本計画は、さっぽろ医療計画の基本理念(長期的目標)を引き継いだ上で、札幌市の医療の現状と課題や、さっぽろ医療計画を推進してきた中での成果と課題を踏まえ、市民の健康を維持し、疾病を予防する体制の更なる強化を目指すこととし、「市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立」を基本理念(長期的目標)に掲げ、さっぽろ医療計画に続く第二ステップの計画として、望ましい医療体制の確立に向けた施策を推進します。

図3-1-1 計画の基本理念と進め方



2 基本目標

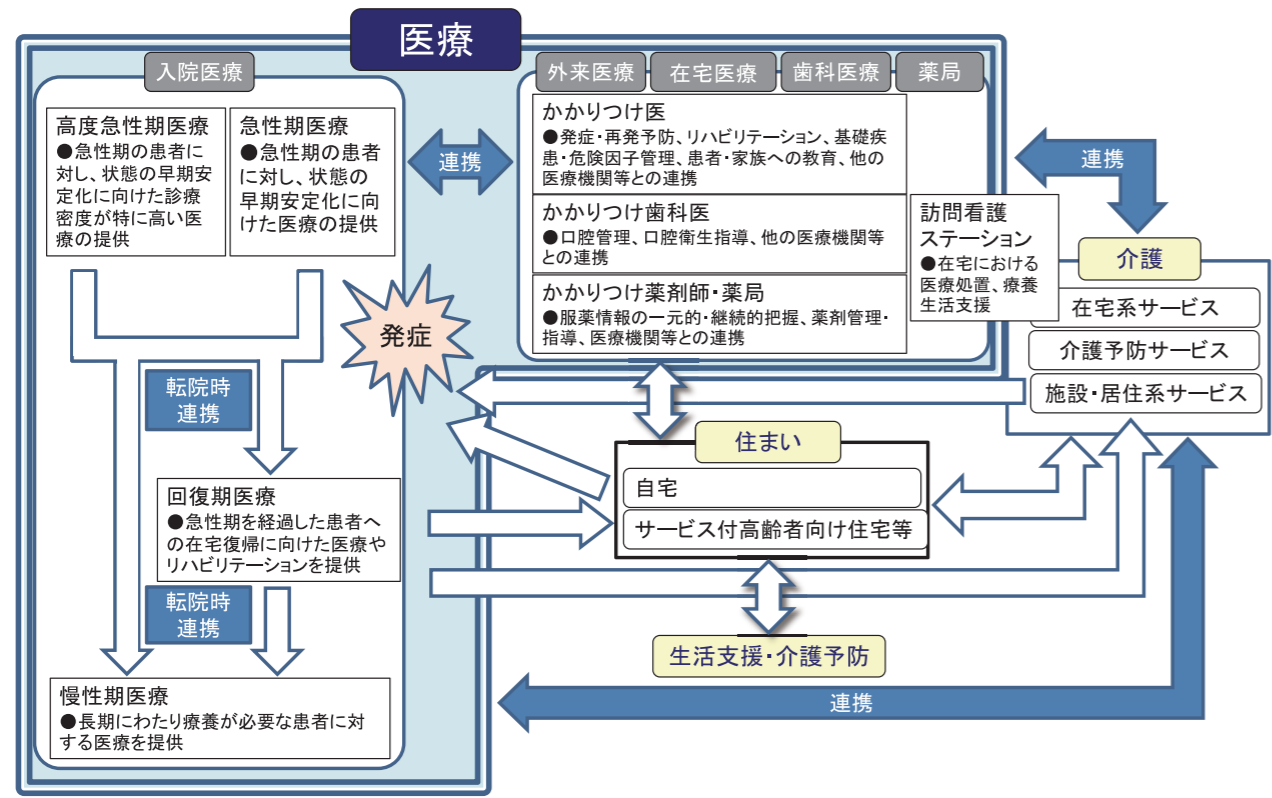
本計画の基本理念である「市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立」を実現するため、第2章で示した札幌市の医療に求められる課題を踏まえ、4つの基本目標を設定します。

基本目標 1 安心を支える地域医療提供体制の整備

施策の方向性	<p>急速な高齢化の進展により疾病構造が変化していく中においても、市民がさまざまな疾病状況に応じて、必要な時に必要な医療を受けることができるよう、以下の取組により、地域医療提供体制を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急医療体制の確保や、高齢化の進展によりニーズの増加が予想される在宅医療提供体制の充実に取り組みます。 ○東日本大震災や熊本地震などの大規模災害を踏まえ、札幌市の災害時における医療提供体制について再検証を行い、災害医療体制を強化します。 ○救急医療や在宅医療など地域医療を支える人材を確保するための環境の整備と併せ、研修などにより人材の養成に取り組みます。
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ①救急医療体制の安定維持 ②在宅医療提供体制の充実 ③災害医療体制の強化 ④地域医療を支える人材の確保・養成

基本目標2 地域と結びついた医療連携体制の構築	
施策の方向性	<p>限られた医療資源を効率的に活用し、地域において切れ目のない医療を提供するため、以下の取組により、地域と結びついた医療連携体制を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関自らが、将来目指していく医療について検討し、医療機能を選択するための支援を通じ、医療機関の機能分化を推進します。 ○摂食機能障害や口コモティブシンドローム²¹など、高齢化の進展に伴い、今後増加が予想される疾患にも対応することができるよう、医療機関相互及び医療機関と薬局、訪問看護ステーションや介護施設など関係機関との連携強化に取り組みます。
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ①医療機関の機能分化の推進 ②医療機関相互の連携強化 ③医療・介護等の連携強化

図3-2-1 医療機関の機能分化・連携体制



*在宅医療には訪問診療のほか歯科訪問診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護などを含む

²¹ 骨や関節、筋肉など運動器の障がいのために移動機能の低下をきたした状態。

基本目標3 医療提供者と市民との情報共有・相互理解の促進	
施策の方向性	<p>医療を受ける当事者である市民が医療提供体制等について理解を深め、医療を必要とした際により良い選択を行えるよう、以下の取組により、医療提供者との情報共有による相互理解を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の機能分化・連携の趣旨及び身近な地域で日常的な診療や健康管理、病状に応じた適切な医療機関への紹介等を行うかかりつけ医の役割についての理解並びに救急医療機関の適正な利用を推進します。 ○医療機関や薬事関係施設の適切な管理など医療の安全確保に関する助言・情報提供を強化するほか、医療安全相談機能の充実により医療提供者と市民との信頼関係の構築を推進します。
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ①医療提供体制についての情報共有・理解の促進 ②医療の安全確保に関する助言・情報提供の強化 ③医療提供者と市民との信頼関係構築の推進

基本目標4 市民の健康力・予防力の向上	
施策の方向性	<p>子どもから高齢者まで、健康でいきいきと暮らすことができるよう、以下の取組により、市民の健康力・予防力の向上を推進し、健康寿命の延伸などにつなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○疾病予防・早期発見等を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及を進め、医療や保健に関する情報を積極的に発信し、普及啓発を強化します。 ○保健・医療・福祉に関する相談窓口機能を充実し、各窓口の連携により情報を必要としている市民に必要な情報が届く環境を整備するほか、感染症対策や難病対策、薬物乱用防止対策など関係機関と連携した保健医療施策を推進します。
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> ①かかりつけ医などの普及促進 ②保健・医療に関する情報発信と普及啓発の強化 ③保健・医療・福祉に関する相談機能の充実と連携強化 ④各種健診・検診事業の推進 ⑤関係機関と連携した保健医療施策の推進

5 在宅医療

■ 現状

(1) 疾病構造

- 昭和10～20年代において、日本の死因の第1位であった結核に代わり、昭和33年以降は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病(慢性疾患)が死因の上位を占めるようになりました。
- 札幌市においても同様の傾向にあり、地域別人口変化分析ツール(AJAPA4.1)(産業医科大学公衆衛生学教室)による将来患者数の推計結果によると、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の患者数は今後も増大するとされています。
- 訪問診療、歯科訪問診療、訪問薬剤管理指導、訪問看護など居宅や施設等医療機関以外の場所において提供される医療である在宅医療は今後増大する慢性期の医療ニーズに対し、自宅や地域で疾病や障がいを抱えつつ生活を送る要介護認定者や認知症患者等の受け皿として、さらに看取りを含む医療提供体制の基盤として期待が高まっています。

在宅医療(訪問診療)の需要

北海道では、地域医療構想を推進する中で、病床の機能分化・連携が進むことに伴う在宅医療需要の増加(新たなサービス必要量)を見込んだ上で必要となる在宅医療の需要について第二次医療圏ごとに推計しています。

新たなサービス必要量を見込んだ場合、札幌第二次医療圏での訪問診療の需要は、2013年(平成25年)の14,193人/日から2025年の28,032人/日と、約2倍に増加することが推計されています。

訪問診療の需要(推計)(人/日)

第二次医療圏	2013年	2020年	2023年	2025年
札幌	14,193	21,554 (19,666)	25,133 (22,012)	28,032 (23,576)

*下段()は新たなサービス必要量を除いた数
2025年の()の数は地域医療構想での訪問診療の医療需要(推計)と一致

<資料>北海道医療計画

(2) 最期を迎える場所

- 札幌市内の医療機関での在宅における看取り件数は年々増加しています(表5-5-1)。
- 一方で、「札幌市の医療体制等の整備に関する調査」(2016年(平成28年)3月、以下「札幌市調査」という。)では、病気を治療しながら最期を迎えると仮定した場合に、32.5%の市民が自宅で最期を迎えることを望んでいますが、人口動態調査による場所別の死亡数百分率をみると、自宅が11.1%となっており、全国や大都市平均と比較して低く、希望と実態にもかい離があります(表5-5-2)。

表5-5-1 在宅における看取り件数

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)
病院	32	45	69
診療所	266	412	514
合計	298	457	583

<資料>札幌市保健福祉局(北海道医療機能情報システムから集計)

表5-5-2 死亡の場所別の死亡数百分率

	死亡の場所	全国	北海道	札幌市	大都市平均
施設内	総数	85.0	88.7	86.9	84.0
	病院	73.9	81.7	81.6	73.5
	診療所	1.9	2.3	1.4	1.4
	介護老人保健施設	2.3	1.6	1.1	2.2
	助産所	—	—	—	—
施設外	老人ホーム	6.9	3.2	2.8	6.3
	総数	15.0	11.3	13.1	16.0
	自宅	13.0	9.5	11.1	14.0
	その他	2.1	1.8	2.0	2.1

<資料>2016年(平成28年)人口動態調査(厚生労働省)

(3) 在宅医療提供施設

- 訪問診療を提供している医療機関は、全一般診療所1,312施設のうち、166施設(12.7%)、全病院205施設のうち、48施設(23.4%)と全国平均の提供割合(一般診療所20.5%、病院31.7%)を下回っています(表5-5-3)。

- 居宅での歯科訪問診療を提供している歯科診療所は、全歯科診療所1,230施設のうち140施設(11.4%)、施設での歯科訪問診療を提供している歯科診療所は138施設(11.2%)と全国平均の提供割合を下回っています(表5-5-4)。

表5-5-3 訪問診療を提供している病院・一般診療所

	札幌市		全国平均
	施設数(か所)	全施設に占める割合(%)	全施設に占める割合(%)
病院	48	23.4	31.7
一般診療所	166	12.7	20.5

〈資料〉2014年(平成26年)医療施設調査(厚生労働省)

表5-5-4 歯科訪問診療を提供している歯科診療所

	札幌市		全国平均
	施設数(か所)	全施設に占める割合(%)	全施設に占める割合(%)
居宅	140	11.4	13.8
施設	138	11.2	13.7

〈資料〉2014年(平成26年)医療施設調査(厚生労働省)

- 在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っている薬局は、全薬局791施設のうち、648施設(81.9%)(2017年(平成29年)3月、北海道厚生局)ですが、札幌市調査では、在宅患者訪問薬剤管理指導等を実施している薬局は42.5%となっています。
- 訪問看護ステーション届出施設数は233施設(2017年(平成29年)5月、北海道厚生局、札幌市介護保険課)となっています。
- 札幌市調査及び札幌市医師会による調査(2015年(平成27年))では、医療機関及び薬局が訪問診療や訪問薬剤管理指導等を実施していない理由として、多忙のため実施する余裕がない、スタッフが少ないことなどが挙げられています。

(4) 在宅医療提供体制

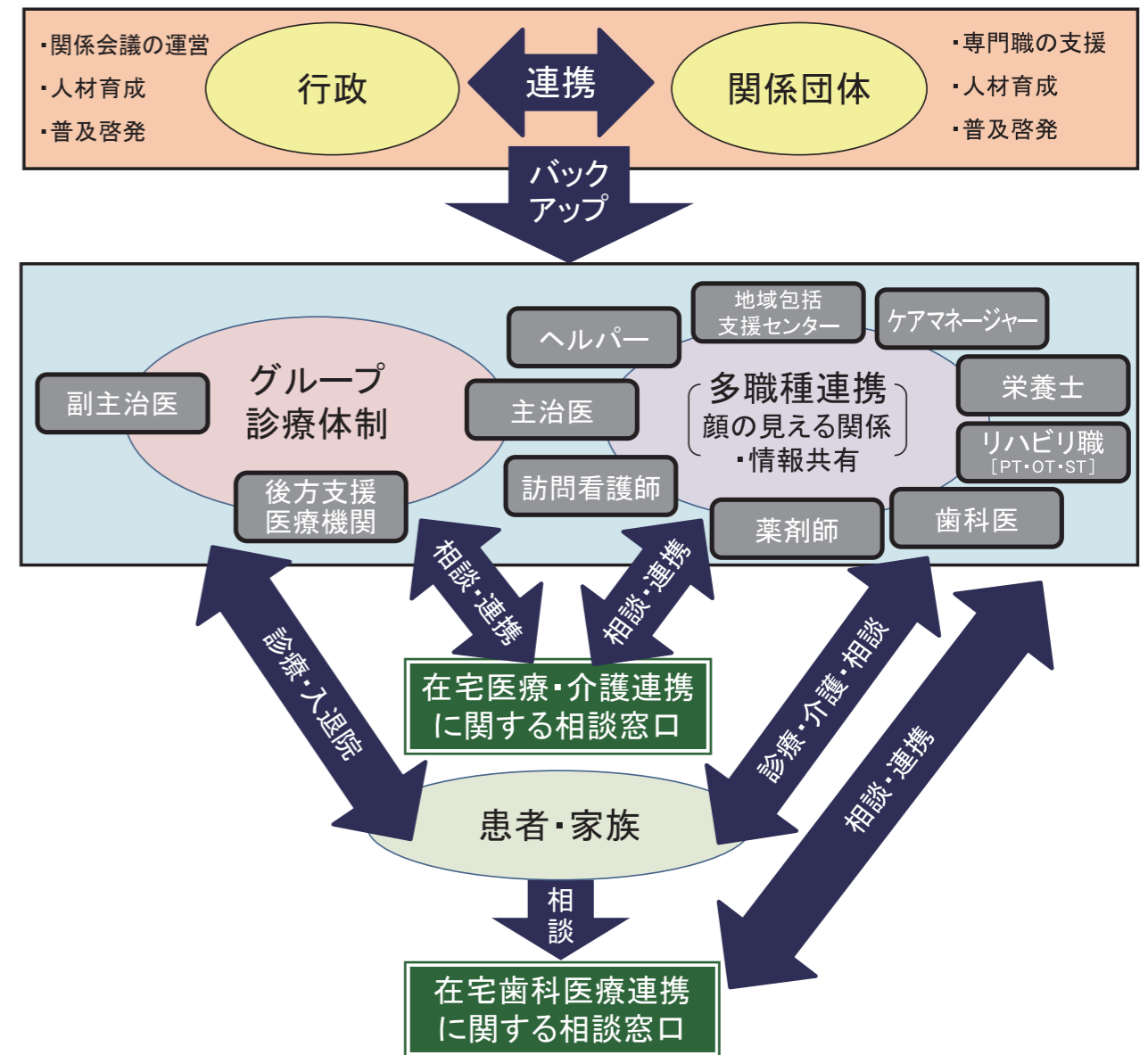
ア グループ診療体制

- 札幌市では主治医・副主治医・後方支援医療機関(在宅患者急変時の受入を担う医療機関)から成るグループを各区ごとに整備し、グループによる診療体制を運用しています。

イ 在宅医療・介護連携に関する相談窓口

- 札幌市内の医療機関及び介護サービス事業者に対して在宅医療・介護連携に関する相談支援を行う相談窓口を運用しています。

図5-5-1 在宅医療提供体制



■ 課題・施策の方向性

- 在宅医療提供施設が全国水準よりも少ないことから、在宅医療への参入を支援するため、看取りを含め、24時間いつでも往診や訪問看護の対応が可能な連携体制や、急変時等の入院医療機関における円滑な受入れといった後方支援体制の強化が必要です。
- 在宅医療需要の増加に対応するため、在宅医療を担う医療従事者の確保が必要です。

■ 主な取組例

区分	名称	概要	レベルアップ・新規取組内容	対応する基本目標
継続	在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営	医療と介護の関係者に対し、在宅医療や介護連携の推進に資する情報提供や助言を行う相談窓口を運営します。	—	◎基本目標2 地域と結びついた医療連携体制の構築
継続	在宅医療・介護従事者の意見交換会	医療と介護の両方を必要とする状態になっても地域で安心して暮らせる体制を構築するため、在宅医療・介護連携に関する関係機関を対象に意見交換会を実施します。	—	◎基本目標2 地域と結びついた医療連携体制の構築
レベルアップ	高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業	(再掲) [P65参照]		
レベルアップ	医療機能分化に係る情報提供	(再掲) [P65参照]		
レベルアップ	地域連携クリティカルパスの推進	(再掲) [P66参照]		
新規	在宅歯科医療連携に関する相談窓口の推進	(再掲) [P66参照]		
新規	医療情報ポータルサイトの構築	(再掲) [P66参照]		

※ その他、関連する取組一覧については、「第9章 基本目標・基本施策に基づく取組一覧」参照

■ 指標

指標	初期値	目標値 (2023年度)
在宅看取りを実施する医療機関の割合	病院 : 2.0% 一般診療所 : 2.5% (2014年(平成26年)10月)	病院 : 5.6% 一般診療所 : 4.3%
訪問診療を提供する医療機関の割合	病院 : 23.4% 一般診療所 : 12.7% 歯科診療所 : 11.4% (2014年(平成26年)10月)	病院 : 31.7% 一般診療所 : 20.5% 歯科診療所 : 13.8%



第6章

医療従事者の確保